

Z-59-E

第59回税理士試験

相 続 税 法

解 答 ・ 解 説

《第一問》

問1 相続税法では、配偶者間における相続、遺贈又は贈与による財産の移転について各種措置が設けられている。その措置の内容及び適用要件を説明しなさい。

1. 配偶者に対する相続税額の軽減

(1) 適用要件 ①

被相続人(遺贈者を含む。以下同じ)の配偶者があるときは、その被相続人から相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ)により財産を取得した場合

(2) 納付税額 ⑤

その配偶者については①の金額から②の金額を控除した残額があるときは、その残額をもってその納付すべき相続税額とする。

①の金額が②の金額以下であるときは、その納付すべき相続税額はなしとする。

① その配偶者に係る算出相続税額(贈与税額控除の規定を適用後の金額)

② 次の算式により算出した金額

《算式》

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の(イ)又は(ロ)の金額のうちいずれか少ない金額}}{\text{相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額}}$$

(イ) 相続税の課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を乗じて得た金額

(その金額が1億6,000万円に満たない場合には1億6,000万円)

(ロ) 配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

(3) 分割されていない財産の取扱い ③

相続税の申告期限までに、その相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括遺贈者によってまだ分割されていないものは、(2)②(ロ)の課税価格の計算の基礎とされる財産に含まれない。

ただし、その分割されていない財産が申告期限から3年以内(その期間が経過するまでの間に訴えの提起その他やむを得ない事情がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その財産の分割ができることとなった日の翌日から4月以内)に分割された場合は、この限りでない。

(4) 手続 ②

この規定は、相続税の期限内申告書期限後申告書及びこれらに係る修正申告書に、この規定の適用を受ける旨及び金額の計算に関する明細を記載し、かつ、財産の取得の状況を証する書類等を添付して、その申告書を提出した場合に限り適用する。なお、宥恕規定がある。

(5) 隠ぺい又は仮装があった場合 ③

(2)の納税義務者が、その被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して、相続税の期限内申告書を提出し、又はこれを提出していなかった場合に、調査があったことにより更正又は決定を予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、(2)の規定の適用については、(2)②(イ)の課税価格の合計額及び(ロ)の課税価格に相当する金額には、その隠ぺい、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

2. 贈与税の配偶者控除

(1) 適用要件 ③

① 婚姻期間が20年以上

② 居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭を取得した者

③ その取得した日の属する年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合

- ④ または同日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合

(2) 配偶者控除額 ②

その年分の贈与税については、課税価格から次に掲げる①及び②の金額のうちいずれか低い金額を控除する。

① 2,000万円

② その贈与により取得した居住用不動産の価額に相当する金額とその贈与により取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が2,000万円に満たない場合には、その合計額

(3) 婚姻期間の判定及び計算 ②

① 婚姻期間が20年以上である配偶者に該当するかの判定は、財産の贈与の時の現況による。

② 婚姻期間は、民法による婚姻の届出があった日からその財産の贈与があった日までの期間により計算する。

(4) 手続 ②

① 上記の規定は、贈与税の期限内申告書に控除を受ける金額、控除に関する事項及び控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につきこの規定の適用を受けていない旨の記載があること。

② 婚姻期間が20年以上である旨を証明する書類その他一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

③ 宥恕規定がある。

3. 特定贈与財産についての生前贈与加算の不適用 ⑤

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(その価額がその取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。))に限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

なお、特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した贈与税の配偶者控除に規定する居住用不動産又は金銭でその取得の日の属する年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた又は受ける見込みである部分をいう。

4. 小規模宅地の特例 ②

相続開始の直前において、その相続に係る被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の居住の用に供されていた特例対象宅地等をその被相続人の配偶者が取得した場合には、その特例対象宅地等については、無条件に特定居住用宅地等に該当することとなる。

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(設例)

被相続人Xは、平成19年4月に病死した。相続人は、子Y(居住無制限納税義務者(相続税法第1条の3第1号に規定する者をいう。))及び子Z(制限納税義務者(相続税法第1条の3第3号に規定する者をいう。))の2人であり、被相続人Xの死亡事実は死亡日において知った。

被相続人Xの財産としては、国内財産3億円及び国外財産1億円がある。また、被相続人Xの債務としては、国内財産を取得するための借入金5,000万円及び国外財産を取得するための借入金2,000万円がある。

なお、相続税の申告期限において遺産分割協議を了していない。

- (1) 相続税の申告期限において、子Yおよび子Zはどのような手続が必要となるか、また、その場合の各相続人の相続税の課税価格はいくらになるか。
- (2) 平成21年6月に遺産分割協議を了し、子Yは国内財産のすべてを取得し、子Zは国外財産のすべてを取得することが確定した。また、債務は、子Yが国内財産を取得するための借入金5,000万円を承継し、子Zは国外財産を取得するための借入金2,000万円を承継した。この場合において、子Y及び子Zはどのような手続が必要となるか、また、その場合の各相続人の相続税の課税価格はいくらになるか。

(1) 子Yおよび子Zの必要な手続と各人の相続税の課税価格

① 必要な手続(相続税の期限内申告) ④

相続又は遺贈(その相続に係る被相続人からの相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者にかかる相続税の課税価格に係る相続税額(配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用がないものとして計算した金額)があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に課税価格、相続税額その他一定の事項を記載した期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 子Y及び子Zの課税価格

$$\begin{aligned} \text{子Y} & 3\text{億円} \times \frac{1}{2} + 1\text{億円} \times \frac{1}{2} - 5,000\text{万円} \times \frac{1}{2} - 2,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}6,500\text{万円} \quad \textcircled{2} \\ \text{子Z} & 3\text{億円} \times \frac{1}{2} - 5,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}2,500\text{万円} \quad \textcircled{2} \end{aligned}$$

(2) 遺産分割後の子Yおよび子Zの必要な手続と各人の相続税の課税価格

① 子Yが必要な手続(相続税の修正申告の特則) ②

相続税の期限内申告書又はその申告書に係る期限後申告書を提出した者(相続税について決定を受けた者を含む。)は、③に規定する自由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

② 子Zが必要な手続(相続税の更正の請求の特則) ③

相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、③に該当する事由によりその申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額(その申告書を提出した後又はその決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があった場合には、その修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額)が過大となったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求をすることができる。

③ 修正申告及び更正の請求事由 ③

未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

④ 子Y及び子Zの課税価格

$$\begin{aligned} \text{子Y} & 3\text{億円} - 5,000\text{万円} = 2\text{億}5,000\text{万円} \quad \textcircled{2} \\ \text{子Z} & 0\text{円} \quad \textcircled{2} \end{aligned}$$

《第二問》

1. 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続または遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(5)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
宅地K	間口距離(20)m、奥行距離(12)m $(600,000 \times 1.00 + 400,000 \times 1.0 \times 0.08) \times 240\text{m}^2 = 151,680,000$	配偶者丙	151,680,000 ②
建物L	$50,000,000 \times 40\% \times \frac{70}{100} = 14,000,000$	配偶者丙	14,000,000 ②
宅地M	間口距離(12)m、奥行距離(10)m $900,000 \times 0.99 \times 120\text{m}^2 = 106,920,000$ ① (1) $106,920,000 \times \frac{40\text{m}^2}{120\text{m}^2} = 35,640,000$ (2) $106,920,000 \times \frac{80\text{m}^2}{120\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 57,024,000$ (3) (1)+(2)=92,664,000	子 B	92,664,000 ①
建物N	$15,000,000 \times 1.0 = 15,000,000$	子 B	15,000,000 ①
宅地O	間口距離(10)m、奥行距離(8)m $300,000 \times 0.97 \times 80\text{m}^2 = 23,280,000$ $23,280,000 - 23,280,000 \times \frac{0.5\text{m} \times 10\text{m}}{80\text{m}^2} \times 0.7 = 22,261,500$	子 C	22,261,500 ②
P社株式	東証 最低価額400円 $400 \times 20,000\text{株} = 8,000,000$	孫 E 孫 F	8,000,000 8,000,000 } ①
Q社株式	大証 最低価額1,100円 $1,100 \times 16,000\text{株} = 17,600,000$	養子 D	17,600,000 ①
R社株式	(1) 判定 ① $\frac{420 + 120 + 40}{1,200 - 40} = 50\% \geq 30\%$ $\frac{420 + 120 + 40}{1,200 - 40} = 50\% \geq 25\%$ ∴原則的評価方式により評価 (2) 類似業種比準価額 ① 1株当たり年配当金額 $\frac{(3,480,000 + 3,712,000) \times \frac{1}{2}}{(注1) 1,160,000\text{株}} = 3.1$ ① (注1) $60,000,000 \div 50 \times \frac{116,000\text{株}}{120,000\text{株}} = 1,160,000\text{株}$		

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
	<p>② 1株当たり年利益金額</p> <p>(イ) $\frac{48,000,000}{(注2) 1,200,000株} = 40$ (注2) $60,000,000 \div 50 = 1,200,000株$</p> <p>(ロ) $\frac{(48,000,000 + 54,000,000) \times \frac{1}{2}}{1,200,000株} = 42 \text{ ① (円未満切捨)}$</p> <p>(ハ) (イ) < (ロ) $\therefore 40$</p> <p>③ 1株当たり純資産価額</p> $\frac{400,000,000}{1,200,000株} = 333 \text{ ① (円未満切捨)}$ <p>④ 食料品・農水産物卸売業(中分類)</p> <p>(注3) $170 \times \frac{\frac{3.1}{3.0} (1.03) + \frac{40}{15} (2.66) \times 3 + \frac{333}{201} (1.65)}{5} (2.13)$ $\times 0.6 = 217.2 (0.1円未満切捨)$</p> $217.2 \times \frac{(注4) 500}{50} = 2,172 \text{ ①}$ <p>(注3) 172, 170, 173, 208 \therefore 最小 170 (注4) $60,000,000 \div 120,000株 = 500$</p> <p>⑤ 卸売業(大分類)</p> <p>(注5) $180 \times \frac{\frac{3.1}{3.7} (0.83) + \frac{40}{24} (1.66) \times 3 + \frac{333}{200} (1.66)}{5} (1.49)$ $\times 0.6 = 160.9 (0.1円未満切捨)$</p> $160.9 \times \frac{(注6) 500}{50} = 1,609$ <p>(注5) 185, 180, 185, 210 \therefore 最小 180 (注6) $60,000,000 \div 120,000株 = 500$</p> <p>⑥ ④ > ⑤ $\therefore 1,609$</p> <p>⑦ ⑥ - (注7)30 = <u>1,579</u> ① (注7) $3,480,000 \div 116,000株 = 30$</p> <p>(3) 純資産価額</p> <p>① S社株式の評価額</p> <p>(イ) 純資産価額 $(43,000,000 - 10,000,000) \div 40,000株 = 825 \text{ ①}$</p> <p>(ロ) 評価額 $700 \times 0.50 + 825 \times 0.50 = 762 (円未満切捨)$ $825 > 762 \therefore 825$ $825 \times 16,000株 = 13,200,000 \text{ ①}$</p>		

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
	② R社株式 (イ) (注8) 628,448,000 - (注9) 96,800,000 = 531,648,000 (注8) $602,000,000 + 12,192,000 + \frac{106,920,000}{3} \times \frac{20}{100} = 628,448,000$ ① (注9) $40,000,000 + 50,000,000 + (50,000,000 - 1,200,000 \times 36\text{ヵ月}) = 96,800,000$ (ロ) $502,000,000 + 8,000,000 - 96,000,000 = 413,200,000$ (ハ) $((\text{イ}) - \{ (\text{イ}) - (\text{ロ}) \times 42\% \}) \div 120,000\text{株} \times (\text{注10}) \frac{80}{100}$ $= 3,212\text{(円未満切捨)} \text{ ①}$ (注10) $50\% \leq 50\%$ ∴適用あり (ニ) $1,579 \times 0.6 + 3,212 \times (1 - 0.6) = 2,232\text{(円未満切捨)}$ $2,232 \times 30,000\text{株} = 66,960,000$	子 B	66,960,000 ①
未収給与		配偶者丙	1,200,000 ②
	相続税の納税義務者とはならない。	社会福祉法人U	①

(2) 相続または遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	$50,000,000 + 50,000,000 \times \frac{70}{100} = 85,000,000$ ① $85,000,000 \times \frac{1,000,000 + 5,000,000}{1,000,000 + 5,000,000} = 85,000,000$ $85,000,000 \times 80\% = 68,000,000$ $68,000,000 - 50,000,000 = 18,000,000$ $18,000,000 - (\text{注})18,000,000 = 0$ $85,000,000 \times 20\% = 17,000,000$ (注) 生命保険金等の非課税金額 丙 $5,000,000 \times 5\text{(法定相続人の数)} = 25,000,000 \geq 18,000,000$ ① ∴ 18,000,000 A <u>相続人でないため適用なし</u> ①	配偶者丙 子 A	0 17,000,000 ①
退職手当金等	$50,000,000 + (\text{注1}) 6,800,000 = 56,800,000$ ① $56,800,000 - (\text{注2}) 25,000,000 = 31,800,000$ (注1) $50,000,000 - 1,200,000 \times 36 = 6,800,000$ (注2) 退職手当金等の非課税金額 丙 $5,000,000 \times 5\text{(法定相続人の数)} = 25,000,000 < 56,800,000$ ∴ 25,000,000	配偶者丙	31,800,000 ①

(3) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

<p>(1) $\frac{151,680,000}{240\text{m}^2} \times 80\% \times 400\text{m}^2 = 202,240,000$</p> <p>(2) $\frac{57,024,000}{80\text{m}^2} \times 50\% \times 200\text{m}^2 = 71,280,000$</p> <p>(3) $\frac{22,261,500}{80\text{m}^2} \times 50\% \times 200\text{m}^2 = 27,826,875$</p> <p>$151,680,000 \times \frac{240\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times (1 - \frac{20}{100}) = 121,344,000$</p> <p>$57,024,000 \times \frac{80\text{m}^2}{80\text{m}^2} \times (1 - \frac{50}{100}) = 28,512,000$</p>	<p style="text-align: center;">対象資産と 減額割合②</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特例適用対象財産</th> <th style="width: 20%;">取得者</th> <th style="width: 30%;">課税価格から減額される金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地K</td> <td>配偶者丙</td> <td style="text-align: right;">121,344,000 ①</td> </tr> <tr> <td>宅地M</td> <td>子 B</td> <td style="text-align: right;">28,512,000 ①</td> </tr> </tbody> </table>		特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額	宅地K	配偶者丙	121,344,000 ①	宅地M	子 B	28,512,000 ①
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額								
宅地K	配偶者丙	121,344,000 ①								
宅地M	子 B	28,512,000 ①								

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者丙	墓地の未払金は控除できない。 ①	6,000,000
葬 式 費 用	子 B	香典返しの費用は控除できない。 } $6,000,000 \times \frac{1}{3} = 2,000,000$	2,000,000
	子 C		2,000,000
	養子D	制限納税義務者のため控除できない。 ①	

(5) 課税価格に加算する贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される 贈与財産価額
平成16年	養子D		10,000,000
平成17年	子 C		50,000,000
平成18年	配偶者丙	$20,000,000 - (\text{注}) 20,000,000 = 0$ $(\text{注}) 20,000,000 \geq 20,000,000 \therefore 20,000,000 \quad \text{①}$	0

(6) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者丙	子B	子C	養子D	孫E	孫F	子A	計
相続または遺贈による 取得財産	45,536,000	146,112,000	22,261,500	17,600,000	8,000,000	8,000,000		
みなし取得財産	31,800,000						17,000,000	
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産			50,000,000	10,000,000	①			
債務及び葬式費用	$\Delta 6,000,000$	$\Delta 2,000,000$	$\Delta 2,000,000$	①				
生前贈与加算 (暦年課税分)	0							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)	71,336,000	144,112,000	70,261,000	27,600,000	8,000,000	8,000,000	17,000,000	346,309,000

2. 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
346,309 千円		$50,000 + 10,000 \times 5 \text{人} = 100,000$ ① 千円		246,309 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
配偶者丙	$\frac{1}{2}$	123,154 千円		32,261,600 円	
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	30,788		4,157,600	
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	30,788		4,157,600	
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	30,788		4,157,600	
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	30,788		4,157,600	
	②				
合計	5 人	1		(100円未満切捨て) 48,892,000 円	

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		配偶者丙	子B	子C	養子D	孫E	孫F	子A	計
区分	算出税額	10,071,214	20,345,770	9,919,453	3,896,594	1,129,454	1,129,454	2,400,059	
加算または減算	相続税額の2割加算					225,890	225,890		
	贈与税額控除額 (暦年課税分)	0							
	配偶者の 税額軽減額	△ 10,071,214							
	算出税額	0	20,345,770	9,919,453	3,896,594	1,355,344	1,355,344	2,400,059	
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)			△ 5,000,000	0 ^①				
	納付税額 (100円未満切捨て)	0	20,345,700	4,919,400	3,896,500	1,355,300	1,355,300	2,400,000	
	納税猶予税額		①						

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	計算過程	金額
相続税額の2割加算	孫E	$1,129,454 \times \frac{20}{100} = 225,890$ やり方 ^①	225,890
	孫F	$1,129,454 \times \frac{20}{100} = 225,890$	225,890
贈与税額控除額 (暦年課税分)	配偶者丙	$4,700,000 \times \frac{20,000,000 - 20,000,000}{15,000,000 + 20,000,000 - (\text{注}) 20,000,000} = 0$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(注) $15,000,000 + 20,000,000 = 35,000,000 \geq 20,000,000$ $\therefore 20,000,000$ ^①</div>	0
配偶者の 税額軽減額	配偶者丙	(1) 10,071,214 (2) $\textcircled{1} 346,309,000 \times \frac{1}{2} = 173,154,500 \geq 160,000,000$ やり方 ^① ② 71,336,000 ③ $\textcircled{1} > \textcircled{2} \therefore 71,336,000$ ④ $48,892,000 \times \frac{71,336,000}{346,309,000} = 10,071,236$ (3) $(1) \leq (2) \textcircled{4} \therefore 10,071,236$	10,071,236
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)	養子D	$10,000,000 - (\text{注}) 10,000,000 = 0$ (注) $10,000,000 \leq 25,000,000 \therefore 10,000,000$ ^①	0
	子C		5,000,000

【解説】

財産評価

(1) 建物L

この家屋は相続開始時において建築中であるため、費用原価のかわりに問題で与えられている建築総額を用いて、「建築総額×相続開始時点における完成割合」×100分の70で評価する。

(2) 宅地M

建物Nの敷地の用に供されている宅地であるが、建物Nの3フロアのうち1階及び2階部分はR社が区分所有しており、その敷地部分は相当の地代により貸し付けられているため、1階及び2階に対応する部分（全体の3分の2）の評価額は自用地価額に100分の80を乗じた金額となる。

3階部分は、相続開始現在空家となっているため、対応する部分（残り3分の1）の評価額は自用地評価額となり、それぞれの合計額が宅地Mの評価額となる。

(3) 宅地O

セットバックを要する宅地であるため、次の算式により評価する。

$$\text{自用地としての価額} - \text{自用地としての価額} \times \frac{\text{将来建物の建て替え時等に道路として提供する必要がある部分の金額}}{\text{宅地の総地積}} \times 0.7$$

(4) R社株式

① 評価方法の判定

R社は配当有線の無議決権株式を発行している会社であるため、評価方式の判定においては無議決権株式の議決権は0として評価方式の判定を行うため、R社の議決権総数は1,160個となる。

子B及びその同族関係者は50%の議決権を有することとなるため、子Bは同族株主、中心的な同族株主に該当することから原則的評価方式により評価を行う。

② 純資産価額

イ 借地権（相当の地代）

被相続人甲はR社に対して、宅地Mを相当の地代により貸し付けているため、賃借人であるR社の株式の評価において、その借り受けている宅地（全体の3分の2相当）の自用地評価額の100分の20に相当する金額を資産の相続税評価額（帳簿価額は0）に計上する。

ロ 弔慰金

評価会社が被相続人の死亡により弔慰金として支払った金額については、退職手当金等（みなし財産）として相続税の課税対象となる金額を負債の相続税評価額及び帳簿価額に計上する。

みなし財産として相続税が課税される弔慰金の額は、被相続人甲が会社への出勤途中の交通事故により死亡していることから業務上の死亡に準じて取り扱われ、月額給与の36か月分を超える金額となる。

ハ S社株式（法人税相当額の控除）

評価会社が所有する取引相場のない株式（S社株式）の1株あたりの純資産価額を評価する際には、評価差額に対する法人税額等相当額の控除は適用しない。

(5) 小規模宅地等の特例

① 宅地K

配偶者Kが営む用品小売業の建物の敷地に供されていたもので、相続開始時には建物が建築中であるが、その後申告期限までに建物が完成し、従前から営んでいた用品小売業の用に供する見込みであるため、特定事業用宅地に該当する。

② 宅地M

特定同族会社事業用宅地等とは、相続開始直前に被相続人及びその親族その他被相続人と特別な関係にある者が発行済株式の総数の50%超を有する法人の事業の用に供されていた宅地等で一定のものをいう。R社は50%超とならないため、特定同族会社に該当しない。

また、3階部分は空家であるため、対応する宅地部分は小規模宅地等の評価減の適用はない。

③ 宅地O

アスファルト(構築物)が敷設されているため、構築物の敷地の用に供されていた宅地として事業用宅地(50%評価減)に該当する。

(6) 有期定期金(年金払いの保険)

5年間の年金払い保険については、有期定期金としての評価を行う。

残存期間が5年以下であるため受取総額に100分の70を乗じて評価する。

(7) 債務控除

養子Dは制限納税義務者のため、葬式費用を負担していたとしても控除することはできない。